

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年1月18日

さいたま地方法務局 秩父支局

登記官 大澤 昌江

記

意見又は資料の提出先

秩父市桜木町12番28号（〒368-0025）

さいたま地方法務局 秩父支局

0494-22-0827 ナビダイヤル②番

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第0305-2022-0005号 (旧:0305-2022-0002)	秩父市下吉田字新田原内北	2766	山林	247
第0305-2022-0006号 (旧:0305-2022-0003)	秩父市下吉田字新田原内北	2778-1	山林	307
第0305-2022-0007号 (旧:0305-2022-0004)	秩父市下吉田字新田原内北	2778-2	畑	505